

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）

制度の目的

- ・住民の利便性の向上
- ・国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び効率化

制度の仕組み

採用する電子署名

- ・公開鍵暗号方式による署名（デジタル署名）

運営体制

- ・市町村長が本人確認業務、都道府県知事が電子証明書発行・失効情報管理業務
住所・氏名の変更又は死亡の事実が生じた場合に、何らかの異動等の事実があった旨の
情報のみを住基ネットシステムから得て失効リストを作成

電子証明書の発行を受けられることができる者

- ・住民基本台帳に記録されている者

署名検証者

- ・行政機関等
- ・電子署名法第8条に規定する認定認証事業者
- ・電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者であって政令で定める
基準に適合するものとして総務大臣が認定する者
電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受けている者も署名検証者になることができる

施行期日

平成16年1月29日より施行